

名張市変動型最低制限価格制度実施要領

改正 令和3年3月31日

(令和3年4月1日以降の公告分より適用)

(趣旨)

第1条 この要領は、名張市が一般競争入札により業務委託契約を締結する場合において、過度に低価格な入札により適切な履行が確保できなくなることを防ぐため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定に基づき最低制限価格を設定することに関し、必要な事項を定めるものとする。なお、この要領により設定する最低制限価格は、入札価格を反映させる変動型とする。

(適用範囲)

第2条 この要領に基づき、最低制限価格を設定する一般競争入札は、業務委託契約のうち、発注業種が次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 建築物清掃
- (2) 屋外清掃
- (3) 警備
- (4) 施設運営・管理

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 有効な入札 条件付き一般競争入札運用基準において、無効基準に該当しないものをいう。
- (2) 算定数 有効な入札数に10分の6を乗じて得た数（その数に小数点以下の端数があるときは、その端数を切り上げた数）をいう。ただし、有効な入札数が5のときは、4を算定数とする。
- (3) 最低制限価格入札書比較価格 最低制限価格に110分の100を乗じた価格であり、この価格を下回る入札を落札対象外とするために設定するものをいう。

(最低制限価格入札書比較価格の算出方法)

第4条 最低制限価格入札書比較価格は、入札案件ごとに次の方法により算出する。

- (1) 有効な入札について、その入札価格の最も低いものから順次その順位を付す。なお、同額のものがある場合にあっては、これらの同額である入札につき開札順に順位を付す。
- (2) 有効な入札のうち、第1順位から算定数にあたる順位まで（算定数となる順位の入札と同額の入札（当該順位の次順位以降のものに限る。）がある場合にあっては、算定数に当該入札一つにつき1を加えた数にあたる順位まで）の入札の入札価格の平均額（その額に万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を求める。
- (3) 前号で求めた平均額に10分の8を乗じて得た額（その額に万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を最低制限価格入札書比較価格とする。

（適用除外）

第5条 前3条の規定にかかわらず、有効な入札数が5に満たないときは、最低制限価格を設定しない。

（公表）

第6条 この要領の適用対象となる入札案件については、入札公告において、その旨を公表する。

（その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。